

「昭和54年税制（優良住宅地造成等のための軽減税率特例措置）」

(所得税)

- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税については、4,000万円以下について20%の分離課税、4,000万円超について2分の1総合課税。